

(別紙)

令和7年2月4日から的大雪に対する非常取扱いの対象地域・取扱期間
(2025年2月12日更新)

対象地域		取扱期間
福島県	・会津若松市 ・喜多方市 ・南会津郡檜枝岐村 ・南会津郡只見町 ・南会津郡南会津町 ・耶麻郡北塩原村 ・耶麻郡西会津町 ・耶麻郡磐梯町 ・耶麻郡猪苗代町 ・河沼郡会津坂下町 ・河沼郡湯川村 ・河沼郡柳津町 ・大沼郡三島町 ・大沼郡金山町 ・大沼郡昭和村 ・大沼郡会津美里町 ・岩瀬郡天栄村 ・南会津郡下郷町	2025年2月10日(月)から 同年3月10日(月)まで
新潟県	・長岡市 ・東蒲原郡阿賀町 ・十日町市 ・魚沼市	
福島県	・郡山市	2025年2月12日(水)から 同年3月11日(火)まで
新潟県	・上越市 ・中魚沼郡津南町 ・妙高市	

以上